

国土交通省告示第 号

超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十一号）の一部を改正する件

超高層建築物の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十一号）第七号の次に次の一号を加える。

八 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物にあつては、建築基準法施行令第八十条の三ただし書の場合を除き、土砂災害の発生原因となる自然現象の種類に依じ、それぞれ平成十三年国土交通大臣告示第 号第一第二号、第二第二号又は第三第二号に定める外力によって外壁等（建築基準法施行令第八十条の三に規定する外壁等をいう。）が破壊しないことを確かめること。この場合において第一号に規定する荷重及び外力を適切に考慮すること。

附 則

この告示は、平成十三年四月一日から施行する。